

令和5年度行政との意見交換会【大谷場・谷田・大谷口 地区】 12月8日(金)13:30～15:30 谷田公民館 体育室

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	御嶽公園への時計設置について	<p>当自治会区域内にある『御嶽公園』は上下2段に別れ、上段区域には遊具が設置され、下段区域は広場になっています。上段と下段の段差を活用した大きな滑り台が設置され、多くの子供たちが楽しんでいます。また、朝は高齢者を中心としたラジオ体操や、大谷場小学校では集団登校の集合場所として、日中は周辺の保育所の遊び場、午後は学童保育の児童や小中学生の遊び場として活用されています。当公園は多數の桜があり、春は花見を多くの住民が楽しんでいます。現在、当公園には時計がなく、小学生の集団登校時に出発時間が確認できない、子供たちが遊んでいても時間が確認できず帰宅時間が遅くなる等支障が生じています。</p> <p>つきましては、早急に時計を設置し、快適な公園にしたいと考えています。</p> <p>【経緯】 令和元年当時から自治会で議論していたが、コロナ禍で行政との意見交換会が開催されず、令和3年9月3日に都市計画課計画係に相談し(別紙1)、令和4年3月1日付で『要望書』(別紙2)を提出しました。時計の設置を楽しみにしている当時小学1年生も現在小学4年生になりました。早期の設置を要望します。</p>	<p>時計の設置について、要望書を受領いたしましたので、今後、設計を行い、調査・検討をしてまいります。なお、市内の他の公園についても様々な要望等を頂いており、現在、本件も含めて順番に対応している状況であることをご理解いただければと思います。</p> <p>【都市局南部公園整備課】</p>
2	防犯カメラ設置に係る補助制度について	<p>現在の制度・設置する自治会には費用の75%を補助する。 提案:補助の選択肢を増やし、自治会が事情に合わせた設置方法を選べるようにすることで、防犯カメラの設置を促進する。</p> <p>選択肢①: 現行制度(75%補助、自治会が設置) 選択肢②: 補助率を25%とし、市が防犯カメラを設置する。補助率の25%はこだわらない。</p> <p>提案の理由</p> <p>①本来、防犯カメラの設置と運用(保守管理)は行政が行うべきものである。 ②一方、地域では自己負担が多くても「安全」「安心」の観点から、自治会区域内の防犯カメラ設置に係るニーズは高まっている。 ③自治会では効果的な設置場所の判断・確保が難しく、また設置後の運用に係る負担が重く大きな課題となっている。 ④個人情報保護法遵守の観点からも、自治会ではカメラの設置に慎重にならざるを得ない。</p>	<p>本市では、「さいたま市防犯のまちづくり推進条例」に基づき、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯意識のもと、自治会やPTAなどの地域の皆様による防犯パトロールや、子どもの見守り活動などの自主防犯活動を行っていただけております。これらの活動の補完といたしまして、自治会が設置する「地域防犯カメラ」への助成による支援を推進しているところでございます。</p> <p>「地域防犯カメラ」につきましては、これまで助成金の上限額変更など、見直しを重ねており、令和4年度まで、延べ50自治会、計105台の助成を行ってまいりました。</p> <p>設置場所の選定につきましては、自治会の皆様の検討結果に基づき、警察からの助言を受けることとなっており、個人情報保護につきましても、規程を定めていたたき適切に運用していただくこととなっております。いずれの手続きも、立会いの日程調整などをはじめ、当課からサポートさせていただきます。</p> <p>今後も、いただきました御意見を踏まえまして、現行制度継続を前提に、引き続きより利用しやすい制度づくりに努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>【市民局市民生活安全課】</p>
3	位置指定道路の公道化について	当町内会では、数十年前の位置指定道路の公道化に向けて、「暮らしの道路整備事業」を活用すべく関係課と協議させていただいております。但し、いろいろな条件設定があり、スムーズな採択が行えない状況となっております。自治会活動支援課として、バックアップいただけると助かります。	<p>今後の予定といしましては別添資料にも記載してある通り、暮らしの道路整備事業の流れに沿って進めていくことになります。どの申請に対してもこのような流れで実施していますので、ご理解とご協力ををお願いいたします。本案件につきましては現在、申請書を提出していただいた段階であり、12月に開催予定の令和5年度第2回道路整備事業調整審査会において市道1-283の整備について承認を得たのち、予算措置を行います。測量業務の予算要求を令和6年度(令和7年予算)を行い、予算措置がなされれば、令和7年度に測量や地先の地権者様との立ち合い、登記作業等を行います。順調に進めば令和8年度以降に工事着手となります。</p> <p>【建設局南部道路安全対策課】</p>
4	水路の草刈りについて	町内会の大きな水路については、これまで年1回草刈りをしてもらっておりますが、今年は繁茂しているので、ぜひとも年2回目の草刈りをお願いしたい。【地図参照:太田窪5丁目】	<p>ご要望の水路の草刈りは、下水道管理課で行っております。草刈りは、地域の皆様からのご要望を基に対応しておりますが、対象の水路については、5月中旬に草刈りを実施させていただきました。予算に制約のある中では、一度も草刈りできていない水路を優先的に草刈りさせていただいております。現地の確認はさせていただきましたが、今年度の草刈りはご容赦ください。</p> <p>次年度に草刈りのご要望をいただければ、現場を確認して対応させていただきます。</p> <p>補足: 年300件程度の要望があるため、2回目の除草作業については実施しません。(維持管理上問題がある場合を除いて)他の自治会にも同様の回答をしております。</p> <p>【建設局南部下水道管理課】</p>
5	避難行動要支援者名簿について	<p>現在、「避難行動要支援者名簿」受領の際、誓約書に記名、提出していますが、遵守事項に以下の記載があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市から提供を受けた情報は、上記以外の目的には、複写、複製を一切いたしません。 市から提供を受けた情報をパソコン、その他の情報機器への入力を一切いたしません。 <p>第2項の市からの情報は、No.、氏名、フリガナ、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、「避難支援等を必要とする理由」があります。</p> <p>自治会では、会員の管理等にパソコンなど情報機器への入力は必要不可欠であり、現行の誓約書の内容では、記載事項を遵守できません。</p> <p>よって、パソコン等への入力禁止事項を、例えば「避難支援等を必要とする理由」に限定する、あるいは、「本人の記載許可以外の事項」など明確化をお願いいたします。</p>	<p>本市では、避難行動要支援者名簿を自主防災組織等の避難支援等関係者に提供する際には、情報漏えい防止のために、必要な措置を講ずるよう求めることとしております。</p> <p>このことから、避難行動要支援者情報をパソコン、その他の情報機器へ入力することを一律禁止としておりましたが、現在、「一律禁止」としている部分について見直しを行っているところです。どの程度まで明確化するかなど具体的な事項までは現時点で申し上げられませんが、自主防災組織・自治会の皆様にとって避難行動要支援者名簿をより活用しやすくなるよう努めてまいります。</p> <p>【総務局防災課】</p>
6	信号機の設置要望について	<p>平成23年2月14日付けで、別紙のとおり信号機設置の要望書を浦和警察署長あてに提出しましたが、その後、未だに設置可否の返答がありません。</p> <p>当該、五差路の交差点は、県道柳崎一花月線、並びに第二産業道路と県道産業道路に抜ける道路として一日中交通量の多い箇所となっています。その交差点は、大谷口小・中学校へ通う通学路にもなっており、常時危険箇所のワーストワンになっており、交通安全の重要な箇所になっています。</p> <p>事故が発生してからでは遅いのです。信号機の設置が無理であれば、せめて最徐行の看板か、赤色灯の設置を切に要望いたします。</p> <p>先の要望書が、県に上がったと聞いていますが、その後の連絡が全くありません。</p> <p>【別紙:要望書・地図】</p>	<p>該当の五差路交差点の信号機設置につきましては、大谷口小学校PTAや周辺住民の方々から、複数回、浦和警察署にご要望いただいており、当室で前年度のヒヤリハットマップを活用した現場検証を行った際、再度、要望したところです。</p> <p>今般、浦和警察署に信号機設置について確認しましたところ、当該交差点は、複数回の交通量調査の結果等により、車両の通行台数が1時間に300台の設置基準を満たしていないこと等により、設置は困難との回答をいただきました。</p> <p>そのため、当室では、交通安全啓発看板の設置や路面標示を行っているところではございますが、自治会の皆様からのご意見をいただき、必要な交通安全対策を行ってまいります。</p>

令和5年度行政との意見交換会【大谷場・谷田・大谷口 地区】 12月8日(金)13:30～15:30 谷田公民館 体育室

番号	件名	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
7	コミュニティバスのルート変更について	<p>大谷口地区は南区の中でも最長距離である為、区役所に行くのが大変困難です。現在明花が終点となっていますが、大谷口県営住宅・坊の在家を経由し産業道路を左折し谷田支所を通り、馬場先道路を経由する循環式にしたらいかがでしょうか？当自治会、大谷口西、細野電々、細野ひばり等の自治会も近くに通るので便利になると思います。</p> <p>現在南浦和駅に行く為の路線バスが運行していないので、浦和駅を経由し南浦和駅で乗り換えて武蔵浦和駅に行く手段しかありません。</p>	<p>本市では、交通の不便な地区等へ、「コミュニティバス等導入ガイドライン」に基づき、コミュニティバスや乗合タクシーの導入を行っております。コミュニティバス等の新規導入を希望する場合は、本ガイドラインに定めている検討対象地域の要件を満たしていることやコンセプトに合致するものかどうかを確認した上で検討を行っており、市は、その検討の技術的支援を行っております。</p> <p>コミュニティバス等のルート変更にあたっては、持続可能な地域交通を維持するためにも、日常の移動を不便と感じる地域の方が中心となって検討することとしており、市は、その検討の技術的支援を行っております。</p> <p>お住まいの地域については、検討対象地域となっているため、まずは「コミュニティバス等導入ガイドライン」の御説明をさせていただきますので、改めて交通政策課まで御連絡ください。</p> <p>【都市局交通政策課】</p>